

高齢運転者の事故防止を支援します!

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

近年、高齢運転者による交通事故の割合が増加し、社会問題となっています。

播磨町では、高齢運転者による交通事故を防止するための施策を実施していますので、ぜひご利用ください。



運転免許証の自主返納への支援

運転免許証を自主返納した人に、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とし、ICOCAカード(5千円分)を交付しています。ICOCAカードは公共交通機関を利用する際や、各種コンビニエンスストアなどでもご利用いただけます。

▼対象 次の①②の両方に該当する人

- ①播磨町内に住民登録がある満65歳以上の人
- ②運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けて1年以内の人

※運転免許証を自主返納後、運転経歴証明書の交付を受けていない人は、この支援制度をご利用いただけません。

※運転経歴証明書とは、返納した免許証の種類や交付日、住所、氏名、生年月日などを表示したカードです。

▼内容 ICOCAカード5千円分(カード発行預り金500円を含みます)

※ICOCAカードは、後日郵送します。

※ICOCAカードの交付



は1人1回限りです。

※令和2年3月31日までに従前の補助金(運転経歴証明書発行手数料1千100円の補助)の交付を受けた人は対象外となります。

▼申請手続き 申請書、請求書、運転経歴証明書の写しを危機管理グループへ提出してください

※申請書及び請求書は危機管理グループに備え付けています(町ホームページからもダウンロードできます)

▼運転免許証自主返納・運転経歴証明書に関する問い合わせ

兵庫県警察交通部運転免許課(明石運転免許試験場内)

☎078(912)1628

加古川警察署

☎079(427)0110

急発進抑制ブレーキ装置の設置への支援

高齢運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる、事故を減らすことを目的とし、急発進抑制ブレーキを後付けで設置した人に、1万1千円を補助します。

▼対象 次の①②③のすべてに該当する人

- ①播磨町内に住民登録がある満75歳以上の人
- ②有効期限内の運転免許証を所有している人
- ③兵庫県が実施する高齢運転者事故防止対策事業による補助の交付を受けた人で、引き続き使用している人

▼内容 上限1万1千円(補助対象経費が3万3千円を下回る場合は、補助対象経費から県補助2万2千円を引いた額とする)

▼申請手続き ①申請書②請求書③県補助の決定通知書の写し④自動車車検証の写し⑤装置の設置証明書の写し⑥安全装置設置に係る誓約書(車検証の所有者と申請者が異なる場合)

右の①②③④⑤⑥を危機管理グループへ提出してください

※申請書及び請求書、誓約



広報はりま 3.1

年金

20歳になったら国民年金

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

20歳の加入の流れ

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は一部の人(※)を除き国民年金の被保険者になります。

20歳になってから、概ね2週間以内に国民年金加入のお知らせと納付書が届きます。年金手帳は別途送付されます。届かない場合は、国民年金加入の手続きが必要で、20歳前後に、国外転入や転居をされる場合は、転入先の市区町村に必ずお申し出ください。

※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人

▼保険料(令和2年度) 月額1万6540円

▼納め方

- ・納付書
- ・電子納付
- ・口座振替
- ・クレジットカード納付

学生など収入が少ないために保険料の納付ができない場合は、申請により免除・猶予となる制度があります。

●「学生納付特例制度」 被保険者本人の所得が一定額以下である場合に、保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

※申請には学生証または在学証明書が必要です。

●「免除・納付猶予制度」 被保険者本人、配偶者及び世帯主の所得が一定額以下の場合に、全額または一部が免除、もしくは猶予される制度です。

申請手続きなど詳しくは、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。

年金

「ご存じですか?障害基礎年金

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

障害基礎年金

年金というと、老後の生活を支える「老齢基礎年金」のイメージがありますが、現役世代でも、病気やケガなどで障害が生じたときには、「障害年金」が支給されるのを「存じですか」。

役場で相談・受付をしているのは障害基礎年金です。

▼対象 次のすべてを満たす人

- ・障害の原因となる病気やケガの初診日が国民年金加入期間または20歳以前、60歳以上65歳未満(老齢基礎年金繰上受給者を除く)
- ・障害認定日に障害の程度が国民年金法の障害等級基準を満たしている
- ・初診日前日に保険料の滞納期間が3分の1を越えていない。または、初診

日前々月までの1年間に保険料の滞納がない(初診日が令和8年3月31日までの特例)

※「初診日」は、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師の診察を受けた日

※「障害認定日」は、原則初診日から1年6カ月を経過した日(1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日が障害認定日とみなされます)

▼支給額年額

- ・1級 97万7千125円
- ・2級 78万1千700円

子の加算

- ・第1子・第2子 各22万4千900円
- ・第3子以降 各7万5千円

※「子の加算」は、生計を維持している18歳未満の子(18歳に到達した場合はその年度中は対象)または20歳未満で1級・2級の障害のある子がいる方は支給額に加算をします。

成年後見相談でお話しませんか?

▶問合せ 総合相談窓口 ☎079(430)6000
社会福祉士がお待ちしています。

▶日時 1月5日(火)、22日(金)
10:00~16:00(予約優先)

▶場所 播磨町中央公民館

成年後見って?

成年後見制度は、認知症や精神疾患などにより、判断能力が十分でない人に対し、生活の中で必要な手続きや契約、介護や福祉サービスの導入や入院時の対応、金銭や不動産などの財産管理について、本人に代わって同意や取り消しを行い、安心して生活できるように支援する仕組みです。

成年後見相談を月2回開催しています。ご利用ください。

成年後見人すずさん活動記④

〇月〇日 Aさんの担当者会議

今日は担当者会議に参加。Aさんの「最期まで、この家に住みたい」という希望を聞き、ケアマネや介護・医療の支援者と今後のプランについて確認しました。Aさんの年金と、生活に掛かる費用を考慮し、介護サービスを増やせるように調整。住宅改修をすることで、Aさんが安全に家の中を移動できそうです。ご本人の思いを尊重しつつ安全安心に過ごせるよう、身上監護を行うことも後見人の大切な役割です。これからも、Aさんの希望をたくさん聞きたいと思います。



広報はりま 3.1